

令和3年度

長野市小規模事業者 IT 機器等導入支援事業補助金 Q & A 集

(令和3年8月30日)

1 補助金全般について

(問1) どのような補助金か

(答) 指定する支援機関等※の助言・支援を受けて生産性向上や売上増加のために IT 機器等の導入を行う小規模事業者を対象に補助金を交付するものです。

※ 長野商工会議所、長野市商工会、信州新町商工会、長野県よろず支援拠点、AI・IoT等先端技術利活用支援拠点

(問2) どのような事業者が対象となるのか

(答) 小規模企業者で、長野市内に事業所または事務所を有する資本金又は出資の総額が1,000万円以下の法人、または個人事業主です。

(問3) 小規模企業者とは何か

(答) 常時使用する従業員数が、製造業その他20人以下、宿泊業・娯楽業20人以下、サービス業5人以下の事業者です。

※ 常時使用する従業員数の定義は要領の2ページをご覧ください。

(問4) 製造小売業で対象になる従業員数は20人以下か、5人以下か

(答) 製造小売業の対象となる従業員数は、製造業と同じ20人以下です。

(問5) 補助金は何回でも申請できるのか

(答) これまでにこの補助金の交付を受けた事業者は、申請できません。

(問6) 風営法の規制を受ける事業者は対象となるのか

(答) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業は補助の対象外です。

(問7) 県・国の補助金と重複した経費を申請することはできるのか

(答) 県・国の補助金と重複した経費を申請することはできません(申請予定である場合を含みます)。

(問 8) 既に実施したものは補助金の対象にできるのか

(答) 既に実施したもの(交付決定前に機器・ソフトウェアを購入、導入したものなど)は対象外です。

(問 9) どのように申請すればよいのか

(答) 事業計画を策定後、この補助金の支援機関のいずれかに相談し、事業計画に対しての助言や支援を受けてください。

助言、支援を受けた後、支援機関から交付される「支援機関確認書」は、他の申請書類とあわせて市へ提出してください。

※各支援機関の連絡先等については、要領の3ページをご覧ください。

2 補助対象事業について

(問 10) 生産性向上や売上増加のための取組とはどのような取組を指すか

(答) IT 機器等を導入することで、直接的に労働時間の削減、経費の削減、売上の増加のいずれかにつながる取組を指します。

(問 11) 対象となる取組を具体的に教えてほしい

(答) 要領の5ページのとおりですが、IT 機器等の導入による、労務管理、在庫管理、顧客管理、事務効率化を目的とした電子化、経費削減、POS レジ・キャッシュレス決済の導入、予約管理・受注システムの導入、EC サイトの構築 などを対象になる取組とします。

(問 12) 単にパソコンやタブレット等を購入する場合は補助の対象となるのか

(答) 生産性向上や売上増加に関連が認められなければ、補助金の対象とはなりません。

(問 13) 本補助金と他の資金を併用した取組を行う場合、計画書はどのように記載すればよいか

(答) 本補助金と他の資金を活用して一体的な取組を実施する場合は、一体的な取組の内容を記載するとともに、本補助金と他の資金を活用して実施する取組をそれぞれ記載してください。

【記載例】

EC サイトを構築した売上向上の取組を行うために、他の補助金でホームページを構築し、EC サイトを運用する PC は本補助金を活用する。

(問 14) 長野市内外にそれぞれ事業所を有するが、対象事業の範囲はどこまでか

(答) 長野市内の事業所での取組内容のみが対象となります。

3 申請書類について

(問 15) 2 者以上の見積書の提出が困難な場合、どのようにしたらよいか

(答) 機器を導入する相手方が 1 者に特定されてしまうなど、2 者以上の見積書の提出が困難な場合は「一者選定理由書」(様式第 1 号の 4) を提出してください。

(問 16) 私は個人事業主だが、提出書類である直近の税申告書の写しには受理印がない。どのようにしたらよいか

(答) 受理印のない税申告書の写しと併せて、該当年度の課税内容証明書を提出してください。

(問 17) 事業計画書中の「事業終了期間」はいつにすればよいか

(答) 補助事業の対象とする機器等の全てに関して、次の①、②いずれも満たす日以降としてください。

- ① 導入が完了した日
- ② 支払いの完了を見込む日

(問 18) 補助金を申請したらすぐに機器を購入するなど、事業に着手してよいか

(答) 必ず交付決定後に着手してください。なお、交付決定の時期は、申請の締切日から概ね 1 ヶ月後(11 月中旬)を予定しています。

(問 19) 交付決定の際に対象経費とした金額と実際の購入金額が異なる場合は、何か手続きが必要になるのか

(答) 補助金額の上限に達していない場合で、交付決定後に対象経費が増えても、補助金額の増額は行いません。ただし、対象経費が減額となった場合、補助金額は減額となります。また、交付決定額から著しく金額が増減する(概ね 20%以上の増減)場合、事前に変更申請の提出が必要となる場合がありますので、下記担当までご連絡ください。

(問 20) 申請時に予定していた機器等が調達できない場合は、どうすればよいか

(答) 事業計画の目的を達成するための機能を有していれば、代替りの機器等を調達していただいてもかまいません。
ただし、金額が変更となる場合は問 19 を参照してください。

【問い合わせ先】

長野市商工観光部商工労働課 工業振興担当 和田・大山
電話番号 026-224-6751